

「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組について」に基づく報告について

平成 25 年 4 月 26 日
電源開発株式会社

当社は、原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組として、平成 24 年度における取組状況を取りまとめ、本日、原子力規制委員会へ報告しました。(添付資料参照)

本取組は、経済産業省旧原子力安全・保安院からの指示「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組について」(平成 21・04・13 原院第 3 号)(※1)に基づき実施しているものです。

今回の報告では、当社が青森県大間町で建設中の大間原子力発電所に関して耐震安全性評価への反映が必要となる新知見情報として、津波分野で 2 件選定しております。

これらの反映が必要な新知見情報については、今後の新規制基準の動向等を踏まえ、大間原子力発電所の基準津波の策定において、適切に検討、分析及び評価を行い、必要に応じて対策等に反映していきます。

今後も引き続き研究動向を注視し、耐震安全性に係る信頼性の一層の向上に努めてまいります。

(※1) 平成 21 年 5 月 8 日付で経済産業省原子力安全・保安院より、原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組状況について、翌年度の 4 月末日までに報告するよう求める指示。

以上

添付資料： 原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組に基づく報告について

原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の
継続的な収集及び評価への反映等のための取組に基づく報告について

平成 21 年 5 月 8 日付け指示文書「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組について」(平成 21・04・13 原院第 3 号)(以下、「指示文書」という。)に基づき、平成 24 年度の取組状況について、以下のとおり報告します。

1. 耐震安全性に係る新知見の収集について

(1) 情報の収集期間及び収集対象

平成 24 年度(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)における、国の機関等の報告、学協会等の大会報告・論文、雑誌等の刊行物、海外情報等(以下、「情報」という。)について、収集対象とした。

(添付 1)

(2) 情報の整理方法

収集した情報から、原子力施設の耐震安全性に関連する可能性のある情報(以下、「検討対象情報」という。)を抽出し、添付 2「原子力施設の耐震性に関する知見の整理フロー」に従い整理した。

(添付 2)

2. 指示文書に基づく耐震安全性に係る新知見について

(1) 情報の分類

a. 共通情報と個別情報

検討対象情報として選定した情報を、原子力事業者に共通する情報(以下、「共通情報」という。)及び、各サイト・各地域固有の情報(以下、「個別情報」という。)に分類した。

b. スクリーニングによる分類

検討対象情報として選定した情報を、原子力施設への適用範囲・適用条件、耐震安全性評価への反映の要否等の観点から、以下のとおり分類した。

① 反映が必要な新知見情報(報告対象)

客観的な根拠・関連するデータ等の蓄積された新たな知見を含み、国内の原子力施設での諸条件を考慮して、適用範囲・適用条件が合致し、耐震安全性評価及び耐震裕度の評価への反映が必要な情報(現状評価の見直しの必要性があるもの)であり、指示文書に基づき報告する必要があると判断した情報。

